平成２８年（フ）第４７号
横浜市磯子区岡村８丁目17番２―102号
債務者　中村　　瞳
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０号
静岡県磐田市向笠竹之内775番地９　コスモハイツ１Ａ
債務者　片出　修一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
静岡県磐田市掛塚3002―６メゾンクリスタル202、住民票上の住所神奈川県横浜市戸塚区品濃町563番地４　サングレイス東戸塚六番館301号
債務者　永野　正英
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５３３号
栃木県那須烏山市大金183―13、住民票上の住所栃木県那須烏山市鴻野山157番地199
債務者　萩原　明子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅２号棟5028号室
債務者　早川由美子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７２号
東京都調布市深大寺東町８丁目24―１　調布深大寺町アパート１―203
債務者　曽我　勝人
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２号
横浜市南区花之木町２丁目33番地１　長谷川マンション23号室
債務者　佐藤　佳夫
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４号
熊本県阿蘇市波野大字波野876番地３
債務者　田中　　壮
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第１０７２号
東京都調布市上石原３丁目33番地26サンヴェール調布・多摩川607
債務者　松田　典子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５０号
沖縄県うるま市みどり町５丁目21番11―102号　グリーンハイツ
債務者　與那覇正枝
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１号
静岡県島田市船木2670番地の12
債務者　酒井　秀敏
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６号
静岡県焼津市石津港町30番地の３　石津レジデンス203号、旧住所静岡県焼津市塩津44番地の１　パディ102号
債務者　吉田　　篤
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７号
静岡県焼津市石津港町30番地の３　石津レジデンス203号、旧住所静岡県焼津市塩津44番地の１　パディ102号
債務者　吉田　有加
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０５号
静岡県焼津市東小川５丁目２番20号　コンシェールみゆき102、旧住所静岡県焼津市田尻2787番地の３
債務者　櫨木　　修
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部